

2021年3月

お客さま 各位

烏山信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設に伴う普通預金等規定の改定について

平素より、烏山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設および自動解約に関する定めを導入させていただくことになったことに伴い、下記のとおり「普通預金規定」および「総合口座取引規定」を改定いたします。本規定の適用は、改定後の2021年4月1日（木）以降に新規に普通預金口座（無利息型普通預金は除きます。）および総合口座を開設されたお客さまからとなります。

なお、2021年3月31日現在で、既に開設されている普通預金口座（総合口座取引を含みます。）は本手数料・解約に関する定めの対象とはなりません。

（1）普通預金規定の改定

普通預金規定について、以下の条項を新設します。

総合口座取引規定についても、同様の改定を行います。

20.（未利用口座管理手数料の取扱い）

- （1）未利用口座管理手数料は、当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- （2）この預金は、当金庫が別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- （3）この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- （4）一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

附則1. 前記20.の規定については2021年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日に関わらず、すべての口座に適用されるものとします。

（2）総合口座取引規定の改定

解約等の条文に下線項を追加いたします。

14.（解約等）

- （1）～（4）（略）
- （5）普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は当金庫は貸越を中止するものとします。

ご不明な点は、お取引店までお問合せください。